

令和6年6月の型式試験実施状況

1 概況

遊技機区分	受理件数	結果書交付	適合	不適合	みなし不適合
ぱちんこ	41	32	3	29	0
回胴式	35	24	5	19	0

2 不適合事例

(1) ぱちんこ遊技機

審査区分	不適合事項	理由
遊技機の試験	別表第四 (1) 口 (ハ)	試射試験の結果、1時間出玉率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、1時間出玉率が規則で定める値に満たなかった。
	別表第四 (1) 口 (ニ)	試射試験の結果、4時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1) 口 (ホ)	試射試験の結果、10時間出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第四 (1) 口 (ヘ)	試射試験の結果、役物比率が規則で定める値を超えた。
		試射試験の結果、連続役物比率が規則で定める値を超えた。

(2) 回胴式遊技機

審査区分	不適合事項	理由
設計書等審査	別表第三 (3) チ	構造図、動作原理図の説明書において、外部端子板又は遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに遊技機外の機械又は装置と遊技機との間の配線と、遊技機内の配線（電源を供給し、又は接地を行うための配線を除く。）とを接続することができる構造であった。
	別表第三 (3) ヌ	構造図、動作原理図の説明書において、遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがあるものを設けていた。
	別表第五 (1) ヌ (イ)	取扱説明書において、ROMの取り外しをすることにより、その痕跡が残らない構造であった。
遊技機の試験	別表第三 (3) チ	外部端子板又は遊技球等貸出装置接続端子板を介さずに遊技機外の機械又は装置と遊技機との間の配線と、遊技機内の配線（電源を供給し、又は接地を行うための配線を除く。）とを接続することができる構造であった。
	別表第三 (3) ヌ	遊技の用に供されない装置で遊技の結果に影響を及ぼすおそれがあるものを設けていた。
	別表第五 (1) 口 (ホ)	試射試験の結果、400回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (ト)	試射試験の結果、1,600回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (リ)	試射試験の結果、6,000回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) 口 (ル)	試射試験の結果、17,500回出玉率が規則で定める値を超えた。
	別表第五 (1) ヌ (イ)	ROMの取り外しをすることにより、その痕跡が残らない構造であった。

